

CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange
名古屋大学法政国際教育協力研究センターニューズレター

名古屋大学日本法教育研究センターをモンゴルに開所!

今号の記事

■ 特集 名古屋大学日本法教育研究センター

名古屋大学大学院法学研究科助教授 大屋 雄裕 2頁
文部科学省大臣官房国際課国際協力政策室長 大山 真未 3頁

モンゴル開所式

名古屋大学大学院法学研究科長 松浦 好治 4頁
名古屋大学大学院法学研究科特任講師 田中 華子 5頁
名古屋大学大学院法学研究科講師 ジャスティン・ホイットニ 5頁

夏季セミナー

名古屋家庭裁判所調停委員 小林 司 6頁
名古屋大学法学部・SOLV(留学生支援サークル) 石川 佳樹 7頁
ダシケント國立法科大学生 ラスロフ・ムハンマド・ラフシャノヴィッチ 7頁

Events

CALE講演会

名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程 山本 和志 8頁
名古屋大学大学院法学研究科教授 菅原 郁夫 9頁

トヨタ財団ワークショップ

名古屋大学法政国際教育協力研究センター助教授 姜 東局 10頁
名古屋大学法政国際教育協力研究センター助教授 コン・テイリ 10頁

■ Events

ホームカミングデイ

名古屋大学大学院法学研究科マネジメント専門職 加藤 武夫 11頁

学術交流協定締結(モンゴル国立法律センター)

名古屋大学大学院法学研究科研究員 中村 真咲 11頁

■ New リレー討論 12頁

台灣・東吳大学法学院助教授 蔡 秀卿

■ NEW 各国リレー 13頁

韓国法制研究院副研究委員 崔 桓容

■ New モンゴル便り 14頁

元JICA モンゴル法整備支援専門家弁護士 田邊 正紀

■ New ウズベク便り 15頁

JICA ウズベキスタン法整備支援専門家 桑原 尚子

■ NEW センター長便り 16頁

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 鮎京 正訓

■ 今後の行事予定 17頁



No.21

発行

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL. 052-789-2325 / FAX. 052-789-4902

CALE NewsのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます

URL <http://cale.nomolog.nagoya-u.ac.jp>

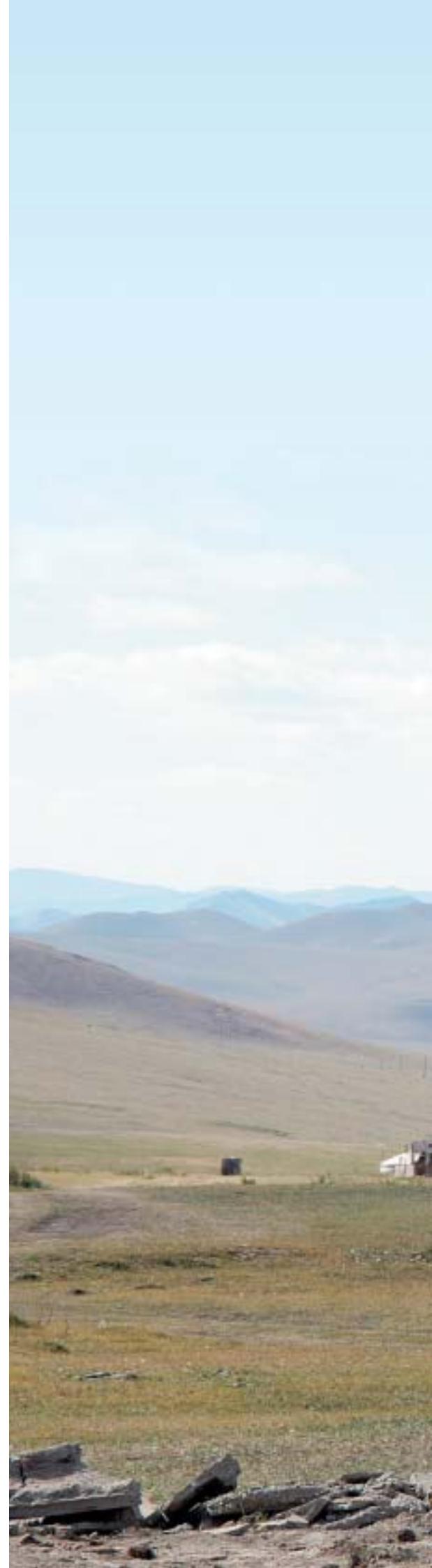
「黄金の秋」ウランバートル近郊の草原にて(2006年9月8日、日本法教育研究センター開所式の翌日)

モンゴルで、9月は「黄金の秋」と呼ばれます。

夕日に照らされた草原が風に揺れる様子は、まさに黄金の海。

そして、また秋は人間にとっても家畜にとっても、長い長い冬を迎えるための準備をする季節もあります。

ラクダも冬毛に生え変わり、ふかふかして気持ち良さそう。



特集

名古屋大学日本法教育研究センター

9月7日、名古屋大学法学部の日本法教育研究センターが、モンゴル国立大学内に開設された。昨年9月にウズベキスタン・タシケント法科大学内に設置されたものに続く第二のセンターである。本稿では、この日本法教育研究センターの狙いと特色について述べる。

1. 従来の留学生教育とその問題点

留学生に対する日本法教育の必要性は最近強く認識されており、本学では特にアジアの体制転換国に対する法整備支援の一環として熱心に取り組んできた。社会主義国が市場経済に転換し、政治的民主化を進めるためには多くの法整備が必要となる。その作業を担う

人材を育成するために、外務省・文部省などからのご支援をいただきながら多くの留学生を受け入れてきたのである。

その特徴は、英語を用いた教育にある。体制移行国では日本語教育が普及しておらず、特に若手の実務家・研究者とのあいだで十分なコミュニケーションを取るには事实上他の選択肢がなかった。だがその結果、(1)英語による日本法の文献はかなり量が限られており、研究指導が行ないにくい、(2)法律は先進的・現代的な分野であるほど頻繁に改正されるが、そういった法令の英語化が必ずしも十分とは言えないなどの問題点も明らかになってきた。

また、法律がそれを運用する人々を含めたシステムとして機能することを考えれば、その背景にある社会や文化、さらにそれを成り立たせている言語ぬきに専門的な理解は成り立たないのではないかとの指摘もある。我が国の外国法研究者の例を考えても、研究対象国を理解し、その法状況を常にフォローするために、その国の言語を習得することは必須とされている。同様のことが、法整備支援の局面においても言えるのではないか。

2. 日本法の総合的教育へ

そこで日本法教育研究センターでは、学生に対してまず日本語の教育を行ない、卒業時までに日本語能力検定1級ないし2級に合格することを目標とした。日本語の学習がある程度進んだ時点で、日本語による日本法の教育が開始されることになる。「外国法としての日本法」について十分な知識を得ることを目指し、比較法的観点に留意しながら教育を進める予定である。現在、制作が進められている教材は、ウズベキスタンで始まった日本

日本語による 日本法教育の 発展をめざして 日本法教育研究センターの役割



大屋 雄裕
名古屋大学大学院法学研究科 助教授

法入門講義で利用されている。我々日本の中に生れ育ったものが当たり前のように持っている知識が共有されていない難しさを実感するところもあり、内容のレベル・適切性を確認していくかなくてはならないと考えている。

現在のところこのセンターの授業は現地の大学の正規科目に認められていないため、学生たちは課外授業として自発的に履修している。それでも非常に多くの応募があり、日本語・日本法学習への熱意を強く感じている。本学としても、センター修了者から留学生を優先的に採用することを計画しており、日本法教育研究センターと法学研究科

をつなげた総合的な教育プログラムの確立が目指されている。

このシステムが無事成立すれば、日本語によって日本法を理解することのできる専門家を、継続的・組織的に育成することが可能となるだろう。

3. 今後の展開

センターの目的としてはこれ以外に、現地の法・政治情報を収集すること、日本からの情報発信の拠点とすること、また日本側・現地側の共同研究を推進しコーディネートすることが期待されている。法学研究科にとどまらず、他の機関と現地側の協力体制の推進についても、貢献できるかもしれない。

法学研究科では、ベトナム・ハノイ法科大学内に第三のセンターを開設するため、来年3月に現地準備室を設置すべく、計画・調整を進めている。今後の日本法教育研究センターの取り組みに対し、関係する皆さまのご支援をお願いしたい。



▲日本法教育研究センターの受講を志望するウズベクの学生たち



文部科学省の政策の中での 日本法教育研究センターの位置付け

文部科学省大臣官房国際課国際協力政策室長 大山 真未

モンゴル開所式に 参加して

1.名古屋大学法政国際教育協力研究センターの 先生方との出会い

私が名古屋大学法政国際教育協力研究センターの先生方と初めてお会いしたのは、今年3月8日、文部科学大臣決定により今年2月にスタートした「国際教育協力懇談会」の場で、当時の杉浦センター長・鮎京先生から法整備支援の活動概要についてご説明いただいた時のことでした。私自身、今年1月に現職に着任したばかりでしたが、法学部出身なこともありますし、法整備支援の意義については素直に理解でき、できれば協力の現場に伺う機会があればと興味を持っていたところでした。

念願かなって、今年9月、近藤文部科学審議官に随行し、平野総長、佐分副総長をはじめとする諸先生方と一緒にモンゴル国立大学での日本法教育研究センターの開所式に参加し、あらためてその重要性について確信を深めたところです。

それにしても出張で一緒した先生方は、とてもいいお仕事をされているからこそだと思いますが、皆様、とても元気で愉快!な方たちで、出張中もその後もお会いするたびに私もエネルギーをいただいている感じです。

2.文部科学省の国際開発協力政策の中での 法整備支援の位置付け

さて、文部科学省の国際開発協力政策については、冒頭にも少し触れました「国際教育協力懇談会」において有識者の方々にご議論いただき、今年8月末に報告書が文部科学大臣に提出されたところです。この報告書「大学発 知のODA～知的国際貢献に向けて～」のポイントは、途上国の様々な課題解決に向けて、日本の大学の知(研究成果や人材育成機能)を活かしていくこと、ということで、そのための方策が提言されています。また、大学が国際開発協力に参画するに当たっては、自らの個性・特色を踏まえつつ、これを本来業務として位置付け、組織的に取り組むことが期待されています。

さらに、委員からは、現在は自然科学・工学系の人材育成支援が中心だが、途上国の持続的成長を支えるという観点から、人文・社会科学系の人材育成支援も重要といった意見も出されたところです。こうした観点に立つと、日本法教育研究センターの

活動は、まさに大学の知を活かし、途上国ニーズにそった社会科学分野での有効な組織的支援ということができ、この懇談会報告で推奨されているパイオニア的取り組みと言えると思います。

懇談会の報告は、途上国支援が大学にとって単なるボランティアではなく、研究成果の新展開になるなど、大学、途上国双方にとってメリットのある形で行えることが大切という前提に立っています。この点から見ても、名古屋大学の協力は、日本の法律学がこれまで取り組んでこなかった法学分野での援助という課題を提起し、法整備支援の理論研究と実務を通じて、日本の法律学に新しい領域を開拓し、海外にも発信するというたいへん意義深い取り組みと考えられます。

3.モンゴルでの活動への評価と今後への期待

9月のモンゴル出張で、平野総長をはじめとする先生方と一緒に、モンゴル国・教育文化科学省・トゥムルチオル副大臣を表敬した際には、「市場経済に移行したモンゴルにおいて法曹育成は重要」との発言があり、また、モンゴル国立大学のガンツォグ学長、同ナランゲレル法学部長の歓迎ぶりはたいへん熱烈なもので、このプロジェクトへのモンゴル側の大きな期待が伺われました。

法制度は国の根幹を支えるものであり、名古屋大学の法整備支援はまさに国作りの時期にある途上国、特にアジア諸国の自立と安定的発展に向けた日本としての知的貢献の役割を担うものと言えるでしょう。

名古屋大学においては、来年度ベトナムのハノイ法科大学にも日本法教育研究センターを開設するための取り組みを進めておられると聞いていますが、ますますの飛躍を期待申し上げる次第です。



▲日本法教育センターにて（左から、豊田局長、大山室長、ウランゴー講師、田中講師、近藤審議官、平野総長、野沢課長補佐）



日本法教育研究センター（モンゴル）の開所について

2006年9月7日（木）、本学は、近藤信司・文部科学省文部科学審議官、大山真未・文部科学省国際協力政策室長、平野眞一・総長、佐分晴夫・副総長、豊田三郎・事務局長、松浦好治・法学研究科長、鮎京正訓・法政国際教育協力研究センター長らの出席の下、モンゴル国立大学大講堂にて日本法教育研究センターの開所式を開催しました。

開所式には、市橋康吉・特命全権大使、守屋勉・国際協力機構モンゴル事務所長、トゥムルオチル・教育・文化・科学副大臣、スマートル・法務内務副大臣、ガントウ・モンゴル国立大学学長、ナランゲル・モンゴル国立大学法学部長など60名を超える来賓がご出席下さい、盛大な式となりました。開所式の後、日本法教育研究センター教室にて本学法政国際教育協力研究センターおよびタシケント法科大学の日本法教育研究センターをつなぐテレビ会議による中継を行い、ITを駆使した本センターの設備の一端を披露しました。本センターには、田中華子・法学研究科特任講師、B. ウランゴー・モンゴル国立大学講師（本学国際開発研究科2004年修了）が常駐し、日本語教育とセンターの運営にあたります。本センターは、日本語による日本法の教育、卒業生へのフォローアップ、日本法図書館、科研費等による共同研究の拠点としての機能を果たす一方、全学間の交流の拠点、そして日本におけるモンゴル研究の現地拠点としての機能を果たすことが期待されています。

モンゴルにおける日本法センターの役割・期待

名古屋大学大学院法学研究科研究科長 松浦 好治



法学研究科は、アジア法研究の重要性と発展途上国支援の必要性を認識し、1990年代から、支援機関であるJICAその他とタイアップして、各種の研究教育プロジェクトを推進してきました。その一つが留学生を主たる対象とする法学研究科の英語コースの設置でした。日本の法と政治を英語で講義するプログラムは、多くの国から留学生を受け入れる受け皿となり、現在、法学研究科に活気を与えています。

英語コースの開設は、われわれにいくつかの重要な課題のあることを気づかせるきっかけとなりました。最大の発見は、日本の法と政治に関する最新の情報は英語で入手することが、不可能でないにせよ、非常に困難だという事実でした。法令にせよ、判例にせよ、最新の情報は英語になっていません。その部分は、教員が口頭で伝えるのですが、それには明らかに限界があり、十分ではありません。この認識が、名大の日本法令を英訳するプロジェクトの推進力になり、現在、日本政府の法令外国語訳という形で一定の成果を生み出しました。

英語コースの成果にもかかわらず、法学研究科は、それでは十分ではないと考えるにいたりました。法や政治は、その国の言語、文化、歴史、宗教などと深くかかわっています。ある国の法や政治を掘り下げて理解するには、どうしても言語の壁を克服する必要があります。日本の外国法研究は、かならず対象国の言語を習得するところから始まりました。日本法、日本政治の本格的な理解も同様のはずです。日本語で日本法、日本政治を学ぶ人が一定数生まれることは、日本人以上に理解する人が外国で増えるということでもあります。

しかし、法律文は、日本人学生にとっても難物です。法律文をこなすだけの語学力をもった留学生を得ることは容易ではありません。そこで、本格的に日本語を学び、日本法の基礎を学ぶことのできるセンターを外国に開設して、高度の日本語力と日本に関する知識を持った一定数の人材をみずから養成するという構想が実行に移されたのです。それは、法学教育をターゲットにした日本語教育センターという明確な目的をもっていました。センターを名古屋ではなく、外国に開設することによって、より多くの外国の学生に日本語と日本法を学ぶ機会を提供することができます。このセンターの教育プログラムを法学研究科の大学院プログラムに結びつけることによって、センターの

学生の中から、すぐれた学習成果を挙げた人たちに一層の研鑽を積む機会を提供することができます。このようにして育つ留学生は、日本のよき理解者になり、よき批判者となるでしょう。

日本法教育研究センターは、ウズベキスタンのタシケントに開設され、今回モンゴルのウランバートルに設けられました。まもなく、ベトナムにも開かれるでしょう。センターは、日本法教育の中心になりますが、それ以上の使命を担っています。センターと名古屋大学との間は、テレビ会議システムなど最新のITネットワークが利用できるようになっています。このネットワークを使うと、センターは、アジア各国の動きを冷静に観察するための定点観測基地になることができます。たとえば、センター経由でモンゴルの法の動きを毎月一回モンゴル政府関係者にブリーフィングしていただければ、センターは、モンゴル法の紹介・発信窓口になることができます。

法は、法律の条文を読めば理解できるようなものではありません。その社会を知って初めて法文が理解できるのです。そうなると、法に関するさまざまな関連情報を収集し発信することが必要です。日本の法令データベースは、モンゴルでも利用できます。しかし、日本法が前提としている日本社会の情報は、データベースに入っています。その種の重要な情報を日本からモンゴルへ、モンゴルから日本へ伝えるカナメの役割をセンターは担うことができるはずです。

さらに、センターは、日本で法と政治を学んで帰国した人たちを結びつけることができます。仕事でも研究でも交友でもセンターの施設は、交流の場になるだけでなく、証券取引所ならぬ、一種の法情報交換所、アドバイス交換所の役割をも果たすことができるでしょう。日本法教育研究センターは、名大の国際化の一つの拠点となり、国際交流の発展の象徴となることが期待されていると思います。



▲モンゴル日本法教育研究センター開所式

モンゴルの「法曹の卵」達への日本語教育



名古屋大学大学院法学研究科特任講師
田中 華子(日本法教育研究センター・モンゴル)

モンゴルでも珍しく早い初雪を見た9月7日の午後、モンゴル国立大学法学部内に開設された「名古屋大学日本法教育研究センター」の開所式が行われた。開所式直前に同大学法学部の新入生100人から希望者を募って「日本法コース」で学ぶ学生20人を選抜し、翌週より日本語の授業を開始してから、早くも2ヶ月あまりが過ぎた。

私と共に「法曹の卵」達への日本語教育に携わる頼もしき同僚は、名古屋大学大学院国際開発研究科を修了したオランゴーさんである。彼女はオルホン大学という、モンゴルでも比較的早くから日本語教育を行っている大学の一つを卒業後、母校で日本語を教えた経験がある。その後日本へ留学し、和歌山大学の研究生を経て名古屋大学大学院へ進学した。日本滞在経験6年の彼女は、「普通の日本人の知らない漢字もわかる」ほど日本語に堪能である。

「日本法コース」に学ぶ学生たちは卒業時に特に成績優秀であれば名古屋大学大学院への留学の可能性がある。またはそうでない場合でも5年目に日本語能力試験1級に合格することが目標があるので、そのレベルに達していれば、名古屋以外の留学の可能性も開かれることになっている。

モンゴルでは民主化・市場経済化後、日本からの様々な援助や投資の影響もあって日本や日本語への関心が高く、義務教育レベルで日本

語教育を行っている学校も複数存在する。

このような状況から、国立大学法学部にも日本語の既習者が一定数入学してくることが当然予想された。しかし選抜の結果、既習者の数が少ないと、中級の指導ができるレベルでもないため、単純に選抜の成績に基づき2グループに編成して授業を開始した。

当初、ひらがなとカタカナの習得に苦戦した彼らであるが、現時点では予想通り「言葉」の習得はまづまづといえる。私はモンゴルでこれまでに3年間日本語教育に携わってきたが、かれらのように生き生きと楽しげに、学習した表現を口に出して言う学生たちを見たことがない。漢字も含めて字の習得は話し言葉に比べてやや遅れ勝ちであるが、今後行われる日本法教育をにらんで、初めからやや厳しく、正確な文字表記を早く覚えてもらおうと、こちらも頑張って指導中である。皆様にも今後とも温かく見守ってくださるよう、心からお願いして、今回はペンを置かせていただきたい。



▲名古屋大学日本法教育研究センター(モンゴル)での日本語授業の様子

日本法教育研究センターの遠隔教育システムについて



名古屋大学大学院法学研究科講師
ジャスティン・ホイットニ

名古屋大学日本法教育研究センタープロジェクトの「日本法を日本語で教える」という概念はとても良いと思いますが、去年ウズベキスタンに日本法教育研究センターを設立して以来、最大の課題となったのは人材の確保です。誰が現地で日本語・日本法を教えるのかという問題は、初年度だけではなく、このプロジェクトが続く限り永続する問題でしょう。そこで、この人材の確保に伴う困難を多少なりとも緩和するために、テレビ会議システムを使った遠隔教育の方法が検討されました。

その結果、昨年、日本法教育研究センター(ウズベキスタン)でこのシステムを導入したのですが、ウズベキスタン政府による通信の規制のために、テレビ会議では画質や音質に問題があり、教師及び学生にとってかなりストレスのある状態となってしまいました。そのため、ウズベキスタン日本法教育研究センターでは、授業ではテレビ会議システムをあまり活用しておらず、もっぱら事務連絡のために利用する、という状態になっています。

今年9月モンゴルに開所した日本法教育研究センターでも、同様のシステムを導入する計画であったので、不安を抱きながら、プロジェクトの関係者と一緒に現地の通信状況などについて7月に事前調査を行いました。現地の販売店などに問い合わせたところ、機材の手配は特に問題ありませんでしたが、十分なインターネット通信速度を提供できる会社がなかなか見つからず、最終的にモンゴル国立大学のIT担当に相談し、彼らがすでに契約を結んでいたMOBINETという会社を

紹介してもらいました。その結果、MOBINETと協議して、専用の光回線を引くことになりました。幸い、すぐにテレビ会議システムはつながり、ほとんどストレスのない状態で講義を行うこともできました。9月の開所式で名古屋大学とモンゴル国立大学をつないでテレビ会議システムのデモンストレーションを行い、日本とモンゴルの両国からの出席者に高い評価を頂きました。

現在、日本ではユビキタス・コンピューティング(あらゆる所でコンピュータが使えること)やユビキタス・プレゼンス(遍在的存在)という言葉が流行っていますが、そのためには実際に現地に行って関係者と事前に交渉するなど十分な準備をしておかないと、このようなシステムは成り立ちません。その意味では、システムが動き始めるまでの準備はアナログなのです。また、このシステムを導入することによって、先生・学生間のフェース・トゥ・フェースのコミュニケーションが完全になくなるというわけではありません。遠隔教育システムとは、あくまでもフェース・トゥ・フェースの授業を補完する道具であり、他の手段(DVD教材など)と一緒に活用して初めて効果が出るものと言えます。それを忘れて、遠隔教育システムに過大な期待を持つことは危険です。

9月に動き始めた日本法教育研究センター(モンゴル)では、本格的な遠隔講義はまだ始まっていませんが、文部科学省関係者による授業視察や打ち合わせに頻繁にテレビ会議システムを活用しており、現地とのコミュニケーションを強化する上で役立っています。先日も、CALEスタッフは、モンゴルに駐在している日本語教師の誕生日パーティーにテレビ会議システムを使って参加することができました。しかし、残念ながらモンゴルで準備してくれたケーキを味わうことはできず、改めて技術の限界を感じました。



UZBEKISTAN

タシケント国立法科大学生を迎えて夏期セミナー開催

名古屋大学大学院法学研究科は、2006年8月15日(火)から8月29日(火)の間、日本法教育研究センター夏季セミナーを開催しました。本年は、日本語学習2年以上のウズベキスタンが対象となり、16名の学生と3名の教員が来日しました。本セミナーは、日本法教育研究センターの学生に日本の社会を理解してもらうために開催され、法学研究科の教員を中心として、実務家教員や元中日新聞社記者などの実務家による講義が行われました。その他にも、裁判所・弁護士会・警察・市役所など関係機関を訪問、また日本の歴史と文化に触れるために京都・奈良への見学旅行も行われました。この間、日本人学生との交流も盛んに行われたほか、ボランティアの皆さんにご協力いただいてホームステイも実施しました。実際に日本の地を訪れ、その社会を体験することによって、学生の学習意欲が高まったと考えられます。数年後には、モンゴル・ベトナムの学生も参加する予定です。

報道の自由を勝ちとれ!の思い込みで



名古屋家裁調停委員 小林 司 ('69年名大法学部卒)

「タシケント国立法科大学で日本法を学ぶ学生15人ほどが、夏期セミナーで名大にやって来る。元新聞記者の立場から『日本のメディア報道の自由と国家の不干渉』について話しをしてほしい」。猛暑でぐったりして昼寝していた7月下旬、こんな電話を宇田川幸則先生からいただいた。中日新聞社を退職して6年、記者現場(地方支局、社会部、経済部など担当)を離れて11年になる。「名大で講義だなんて…任に耐えず」とお断りしようとすると「今春、ウズベキスタンを回った経験も交えて」と勧められ、お引き受けした。

メディア論に、研究者的に真正面から取り組んだことなどなかったが、3月3日—11日のウズベキスタン行きで(観光と、タシケント大での名大桜並木植樹取材=中日新聞掲載)、ウズベキスタンが独立15年後の今も、旧ソ連時代の統治体制から抜け切れておらず、野党勢力も極端に弱くて民間のメディアもほとんど育っていない、は知っていた。「新聞は?」というと、ほとんどが立ち売りで、後は郵送による購読。宅配はないのだ。

我が国では毎日、5,200万部の新聞が発行されている(朝夕刊はセットで1部。スポーツ紙470万部を含む)。人口1,000人あたりの部数は650部に近く(イギリス351部)、90%以上が宅配されている。ウズベキスタンのデータは乏しくてつかめなかつたが、隣国のトルクメニスタンは日刊紙45,000部、1,000人あたりの部数はわずか14部、の数字を拾い出した。

これらの数字から分かるように、我が国では新聞の購読率は高く、高い宅配率も世界に類を見ない。「深夜までのニュース」は朝刊、「今日のニュース」は夕刊として、ほとんどの家庭に届けられる。食卓に居ながらにして世界の動き、日本のニュースが手に取るように分かるこの宅配システムこそ、戦後、国民が手に入れた「報道の自由」「知る権利」を守るために大きく関わっている、との視点を確信。読者は「国政・行政の監視」「汚職・談合の摘発」「オイ・コラ警察の見張り」「企業の情報公開度チェック」「公害の発生源追及」などを新聞に求めている、で講義のレジュメをまとめた。「汚職」は、賄賂の横行に悩むウズベキスタンの国情を思っての強調だ。

社会保険庁の不祥事、岐阜県庁裏金問題、防衛施設庁談合、道路公団談合、秋田県藤里町の児童殺害事件捜査ミス、トヨタ自動車リコール隠し、パロマの瞬間湯沸し器ガス中毒事故一連日、

紙面を賑わしたこれらのニュース。講義の依頼を受けてからでも資料集めには苦労しなかった。

講義後「あるニュース報道が、国益に反する時はどうするか」「大きな裁判で、判決が出る前に論評報道ができるのか」といった質問があった。完全な「報道の自由」「知る権利」を持たず、野党勢力も貧弱な国情、政治体制下の質問としては「けだし、当然だなあ」と妙に納得。一日も早く「真に“民が主権者”的国家になつてほしい」と願わざにはいられなかった。

30年間の記者生活で今、確信するのは「市民サイドからの取材」。新聞が権威・権力の監視情報を伝えれば伝えるほど読者の眼は養われ「これらの横暴から目を離さないで」の期待は大きかった、の思いだ。「国家の不干渉」を今は声を大にして叫べないウズベキスタンの大学生が相手だったからこそ、その必要を声を大にして叫んだつもりだ。

「それでは、話はこの辺で」と言いかけた時、女子学生から「メディアの責任・義務は?」の気色ばんだ質問が飛んできた。これには、すかさず「真実の報道に尽きる」と、いささか語気を強めてしまった。真の民主主義を求めてなかなか手が届かないウズベキスタンの知識層に対して「大人げなかったかな」と反省する一方で「頑張れ」のエールも送ったつもりだ。大本営発表で書かなければならなかった戦前の検閲、戦後、メディアが追詰めた日本首相のロッキード事件、米国大統領のウォーターゲート事件の説明には、高い関心があったようにも思えた。

与えられた時間は1時間。日本語による講義で「学生たちがここまで理解をしてくれたのか」の不安があった。これには、後部席にお座りだったある先生から「学者の講義と違って、話し言葉での語りかけだったので、分かりやすかったのではないか」の声をいただいた。講義を引き受けたよかったです。

日本国憲法は第21条1項で「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」、2項で「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」と定めている。これを今回、改めて読み直したのも、大きな収穫だった。



▲小林氏(右)の講議を真剣にきくウズベク学生たち(名大CALEフォーラム)

ウズベキスタンの学生から学んだこと



名古屋大学法学部・SOLV(留学生支援サークル)
石川 佳樹

私たちは2週間のこのセミナーに参加したことで、ウズベキスタンの研修生からさまざまなことを学び取ることができました。研修生と長い時間を一緒に過ごしたこと、多くの海外の友人を作ることができました。この関係は非常に貴重なものなので、これからも大切にしていきたいと思います。将来、研修生が名古屋大学へ留学した時やビジネスの場で、この関係を再び生かせる機会を持ちたいと思います。

学問の面でも、研修生から大きな刺激を受けることができました。研修生はセミナーに対するモチベーションが非常に高く、このセミナーの中から何かを学び取ろうとする姿勢がひしひしと伝わってきました。研修生は、勉強していることをどう将来生かしたいかということが明確になっていたため、大学で勉強したことを必ずしも生かすとは限らない私たち

日本人学生にとっては、大学での勉強について考えさせられるよい機会になりました。

最も印象に残ったのは、学歴社会について議論したディスカッションです。研修生のディスカッションを通して、ウズベキスタンで本当に適用できる制度を見つけたいと考えており、日本人学生との意識の高さの違いを痛感させられました。

このセミナーを通して私たちが研修生から学んだことは、私たちのこれからの学生生活に生かしていきたいと思います。研修生と再会したときには、私たちの成長した姿を見せることができるよう努めたいです。



▲ウズベク学生のディスカッションの様子(名大CALEフォーラム)

日本で過ごした2週間



タシケント国立法科大学4年生(日本法コース3年生)
ラスロフ・ムハンマド・ラフシャノヴィッチ

関西国際空港に到着して初めて日本の空気を吸ったとき、今まで聞いていたことと実際の日本とを比べて、「なるほど、日本人は国のために努力をしたので、日本はこんなにも発展したんだな」と感じました。空港に着いたときから、日本の進んだ技術や、日本人の親切さを感じ、見るもの全てが新しく、期待で胸がふくらみました。大阪から名古屋への移動では、昼食で蕎麦を食べたり、途中で立ち寄った忍者屋敷も楽しかったです。午後7時に名古屋大学に着いたとき、名古屋大学の学生達が迎えに来てくれていて、そこで私達は親しくなりました。

次の日、平野眞一名古屋大学総長にあいさつに行ったとき、総長は「将来必ず名古屋大学へ留学しに来てください」といつて、私達と一緒に写真をとって下さいました。

翌日からは講義が始まり、日本の司法制度、政府、政治、地方自治といったことについて学びました。特に興味を持ったのは「日本の社会と安全」についての講義でした。これまで安全と言われてきた日本でも、近年、犯罪が増加傾向にあり、その背景には日本社会の変化があることがよく分かりました。また、裁判所、市役所、警察署や弁護士会などを見学しました。弁護士会には斡旋調停という制度があり、ここでまず示談を勧め、解決できなかった場合は裁判になります。これは日本人の争いを嫌う特徴のためだと思いました。また、「教育における機会の平等」について、今のウズベキスタンの教育問題

を解決するために、ウズベク、日本の学生みんなで話し合いました。

ホームステイ先では日本の家族と一緒に過ごし、日本人の生活、習慣などを詳しく知ることができました。ここで過ごした時間は私達の素晴らしい思い出になりました。

日本の学生達と朝早くから夜遅くまで、一緒に食べたり、勉強したり、喜んだりして、本当の家族のように親しくなつたので、別れる時は涙が出てきました。

夏期セミナーでは、全ての講義が日本語で行われ、日本法を日本語で理解できたことが私達にとって一番ためになりました。セミナーをきっかけにして、今、学生達は以前よりも日本語を頑張って勉強しています。そして、母国と日本とを比較し、どうやってウズベキスタンを発展させることができるのかを考えるようになりました。将来は日本に留学して、日本の長所を学んで、勉強を続けたいと思います。



▲名古屋大学総長表敬訪問

CALE講演会

ディヴィッド・キャリーズ教授講演会 「アメリカ土地収用法の光と影」を振り返って

山本 和志

名古屋大学大学院法学研究科
博士後期課程



2006年5月31日、CALEフォーラムにおいて、ハワイ大学ロースクールからディヴィッド・キャリーズ教授をお招きし、CALE講演会「アメリカ土地収用法の光と影」が開催されました。キャリーズ教授は、土地法の研究において世界的に著名な方です。

講演会に先立って

私は、教授をお迎えにあがったので、講演会当日の朝から、個人にお話をさせて頂くことができました。キャリーズ教授は、冗談を交えながら会話を楽しむ、気さくな方で、重厚な語り口の中にも形式張ることのないお人柄がうかがえ、自然と親しみがわいてきました。アカデミックな話はもちろんのこと、ハワイや研究で訪れる様々な地域の実情についてお話しください、教授のお話に興味は尽きませんでした。

キャリーズ教授による講演会は、会に先立って50ページにわたる論文が配布され、それを聴講者が予め読了の上参加する、という仕方で行われました。キャリーズ教授の論文は、世界的なレベルで土地を有効活用しようとする圧力が高まる中で、政府が土地の強制収用のために権力を行使する機会が増えていくという認識から説き起こしたものであります。同論文は、市場経済における配分が、結果として、必ずしも道路、公衆衛生、学校、公営住宅などのインフラ整備をもたらすとは限らないという前提に基づいて、これらインフラを提供するのが政府の役割の一つである、というようにして議論が始まっています。政府はこうした役割を果たすものとされ、その一例として、アジア・パシフィック地域の諸国家が挙げられています。それら諸国家の土地収用制度がどのような特徴を備えたものであるのか。この土地収用制度の特徴を明らかにするために、アメリカの土地収用制度が比較基準として用いられ、アメリカの土地収用制度との間にいかなる類似点ないし相違点があるのか具体的に解明していく、という手法が用いられています。具体的

には、アメリカの土地収用制度が物理的な実力行使を辞さないものであるのに対し、マレーシア、シンガポール、台湾などのアジア・パシフィック地域においては、土地所有者の手続き上の権利があつく保護されていて、土地収用に至るまで土地所有者と政府との間で根気強く交渉が持たれる、との指摘がなされています。

講演の様子—キャリーズ教授質問攻めにあう

講演は、先のアメリカにおける土地収用制度についての論文をもとに、英語で行われました。政府が土地収用を行う際の土地所有者に対する事前手続や適切な補償の義務など、現在アメリカで適正とされている収用手続が紹介されました。一方、「公的使用」の解釈がインフレを起こし、問題化していることなど、光の部分だけでなくその影の部分についても率直な紹介がありました。質疑応答には司会の森際康友教授が通訳を務め、20名を超える参加者、とりわけ留学生からは英語で積極的な質疑応答がなされました。

今回は、カンボジアで土地接収問題が進行していることもあり、また論文がアメリカの土地収用を扱いながらもアジア・パシフィック地域の土地収用にも言及されていることもあります、留学生も多数参加しました。キャリーズ教授の講演のスタイルは、教授が論文の内容を自家薬籠中のものとされていることもあります、論文に基づいて話すがそれに縛られることなく、自由に語るというものです。森際教授との丁々発止のやりとりもあり、キャリーズ教授のこの講演のスタイルは、留学生の関心を引くのに一役買ったようでした。留学生にとって、各国で進展する土地接収問題についての適切な考察の仕方を学ぶよい機会になったらしく、講演後もキャリーズ教授は質問攻めにあっており、しばらく帰れない状態でした。



▲講演するキャリーズ教授(左)と司会の森際教授

David Callies



1965年DePauw UniversityでAB、1968年University of MichiganでJ.D.、1969年イギリスのNottingham UniversityでL.L.M.。土地規制をめぐる実務を経て、1978年にハワイ大学ロースクールに着任、土地法、所有権法などを担当。95年に同校Benjamin A. Kudo Professor of Law。Preserving Paradiseなど土地法に関する多数の著書・論文、共著を執筆。米国法律家協会(ABA)、国際法律家協会(IBA)などの要職を歴任。米国法学会(ALI)会員。精力的な講演活動で国際的にも著名。

立法支援をめぐる 諸問題

菅原 郁夫

名古屋大学大学院法学研究科教授



1.ゲストを囲んでのラウンドテーブル・ディスカッション

慶應義塾大学の三木浩一教授と一橋大学の山本和彦教授は、現在の日本の法制審議会のメンバーであり、日本の民事訴訟法の改正作業の中心メンバーであるが、同時に、ここ8年にわたり、カンボジアの民事訴訟法起案の援助を行ってきた中心メンバーでもある。今回の留学生特別講演は、このお二方をゲストに迎え、通常の講演会とは異なり、少人数でゲストを囲む質問会の形で行われた。留学生の参加者が全員カンボジア人であったことと、通訳に本学のテリー助教授をお願いできたことから、日本語とメールによる非常に活発な質疑がなされた。



▲ラウンドテーブルディスカッションの様子

2.カンボジアにおける法整備支援

ディスカッションの口火は、両教授によるカンボジアへの立法支援の経緯説明から始まった。カンボジアに関しては、日本が民法と民事訴訟法の立法支援を行ったが、とくに民事訴訟法の立法支援チームは、日本の民訴改正担当者を中心に構成されたこと、しかし立法にあたっては、単に日本の法律を輸出するのではなく、はじめにカンボジアにおける紛争解決方法の調査(たとえば調査裁判と呼ばれるものなど)から始め、カンボジアの国情にあった立法を試みたこと(宣誓の方式を国の事情に合わせたこと、それまでの制度を反映して必ず裁判官が和解を試みることとしたことなど)、新たな法律であることを考え、日本では条文で語られていない法原則も条文化を試みたこと、裁判官の汚職を防ぐための規定(事件配分を規律する規定の設置など)を織り込んだことなどの説明がなされた。立法チームとしては、日本法以上に洗練された法を作ったつもりではあるが、大きな問題点として、カンボジアの法制は、民法、民訴法が日本法系であるが、他の法律はフランス法系であり、基本法原則に大きな齟齬があり、その克服はカンボジアの大きな課題であろう旨が指摘された。

3.ディスカッション

このような報告に対し、留学生から多くの質問がなされた。

まず、立法前の調査の方法に関してどのような手法がとられたのか、必ずしもカンボジアの情勢を十分に把握し切れていたのではないかとの疑問も出された。また、同様にカンボジア国内の立法担当者の人選に関し、優秀な裁判官だけでなく、政府外のNPOのメンバーなども議論に加えるべきではなかったかといった意見も出された。これに対してゲスト側からは、法律を作ることは単に条文を作ることで終わるものではなく、今後カンボジアのより多くの市民の参加によって新しい法が発展させられるべき旨が語られた。そのほか、判決に於ける理由の必要性の有無、改正にかかった期間についての感想、立法後の周知の仕方、少額訴訟の上限額の妥当性といった点についての質問もなされた。さらには一般に、今回の立法に関しては民間からの意見が反映されていないのではないかといった指摘が留学生の側からなされたりもした。それらの質問に加え、支援国との相違から基本法のいくつかの法の基本原則にあたる部分に齟齬が生じてしまった現実にどのように対処すべきか、といった将来に向けた本質的な疑問の提示もなされた。ゲスト側からは、そういった問題はまさに日本も経験してきた問題であり、簡単に答えられる問題ではないが、日本では母国法の情勢を丁寧にフォローすると同時に、50年、100年という長い視点で自國にあった制度を構築してきたという経験がある。西欧諸国ではそういった経験を持たない国が大半で、その意味では日本の経験に学びカンボジア自身に適した制度を一日も早く作り上げてもらいたい旨の指摘がなされた。

4.最後に

今回ゲストのお二方が名古屋大学においてくださったのは、立法支援をすることは、単に法律を作つて置いてくることではなく、その法を使いこなせる人材を養成することも含んでおり、その意味で、多くの留学生を迎えている名古屋大学の状況を実際にご覧になりたいと考えたからであるとのことであった。その点、両教授も本学の留学生の質の高さに驚くとともに、充実した質疑に満足されて、各留学生の帰国後の活躍に大いに期待して帰られた。ただ、一つご指摘をいただいたのは、今回作った法の精神を理解するには単に条文を読むだけではなく、その背後にある理論や判例の蓄積を理解する必要があり、それを行うには、留学生自身が日本語を理解し、日本法の成り立ちを知る必要があるといった点であった。その意味で、今後留学生には日本語による法学教育も考える必要があるのではとのご指摘もいただいた。



▲菅原郁夫教授と
一橋大学の山本和彦教授、慶應義塾大学の三木浩一教授、コン・テリー助教授

トヨタ財団ワークショップ

韓国におけるASEAN法研究に関するヒアリングについて



名古屋大学法政国際教育協力研究センター助教授
姜 東局

2006年9月17日から19日にかけて、名古屋大学法政国際教育協力研究センターの宇田川幸則副センター長、コン・テイリ助教授、および私の三名は、韓国ソウルで韓国におけるASEAN法研究の状況に関するヒアリングを行いました。今回のヒアリングは、本センターがトヨタ財団の助成を受けて推進している「日本・中国・韓国・台湾によるASEAN諸国法整備支援研究ネットワークの構築」の一環として実施されたものです。本センターと学術交流協定を結んでいる韓国法制研究院の協力を得て、韓国法制研究院やアジア法研究所といった研究機関はもちろん、韓国法務省や法務法人太平洋など実務機関でもヒアリングを実施することができました。

今回のヒアリングを通じて、韓国におけるASEAN法研究はまだ活発とはいえないが、少しずつ研究の広がりを見せている点、ASEANを対象とする法整備支援の活動が特に民間レベルで活発に行われている点等の客観的事実を確

認するとともに、日本と韓国における法整備支援を眺める目線の相違についての主観的印象をも受けました。それは、第一に、韓国が法整備支援のドナーとして持っている自己認識に独特なものがあるという点です。韓国は、支援対象国が何十年前は同じ状況だった韓国の経済発展・民主化モデルを手が届くものとして認識するので、自国が他の先進国とは違う特色を持った法整備支援ができると期待していると思われます。第二に、韓国において、法整備支援は自国の将来と密接なかかわりを持つものとして受け止められている点です。ヒアリングの際に、複数の人から北朝鮮の体制移行と法整備支援を絡めた議論がありました。これらの二点から、日本と韓国との間で、法整備支援をめぐって、共有している普遍性とともに、理解しあうべき特殊性が少しは明確なものになった気がします。

今回のヒアリングの結果は、10月7日に開催されたワークショップ「日・台・韓におけるASEAN法研究」において、「韓国におけるASEAN法研究」という題名で発表されました。今回のヒアリングにご協力下さった方々にはこの場を借りて、お礼を申し上げます。

東南アジア法研究の可能性～「日・台・韓におけるASEAN法研究」ワークショップを手掛りとして～



名古屋大学法政国際教育協力研究センター助教授
コン・テイリ

10月7日(土)の13時から17時30分まで名古屋大学法政国際教育協力研究センターにおいて、ワークショップ「日・韓・台におけるASEAN法研究」が開催された。法政国際教育協力研究センター長の鮎京正訓教授、同宇田川幸則助教授、および台湾中央研究院の陳新民教授と台湾の高雄大学法学院の簡玉聰助教授が日本・韓国・台湾それぞれの状況について報告した。

はじめに宇田川助教授は9月下旬に韓国ソウルで行われた韓国におけるASEAN法の研究についての調査結果を報告した。その内容については、姜東局助教授の報告により詳しく言及されるので、ここでは省略するが、概ね近年の韓国におけるASEAN法についての学問的な研究は徐々に多くなっているものの、その経済・商事分野に限られることから考えれば、当該研究の実務的な性質且つ経済関係や投資関係的な配慮は主な研究の動機付けであると思われる。次に高雄大学の簡助教授は台湾における外国人留学生に対する法学教育と東南アジア法制度に対する従来の研究状況を分析し、特に台湾法学界におけるこのASEAN各国の法制に対する研究の現状やその抱えている諸課題を報告した。第3番目の報告は、台湾のASEAN法研究者としても知られる陳教授により行われた。同教授は、「法の支配」をテーマと

して自らが研究してきたシンガポール・フィリピンやベトナムでの状況と台湾との比較研究の内容を紹介した。その学問的な性質から判断すれば、上述した韓国での状況と相違し、台湾におけるASEAN法研究は僅かの研究者に限られているものの、その学問的な充実性が特に著しい。この両者と相对して、最後の報告者である鮎京教授は近年日本でのアジア法研究の状況や東南アジア法研究を代表している日本人研究者が発表してきた主要論文のガイドを紹介しながら、日本政府、とりわけ文部科学省の最近の動向として東南アジアと中東地域に対する法制研究を奨励する現状を報告し、その政策的な意義について論じた。

このワークショップの内容を通じて日本・韓国・台湾におけるASEAN法研究の状況が確認できたと思われる。これらの国における従来法学研究のあり方が原因であり、途上国に関する法制度を研究する動機や伝統は弱かった。したがって、陳新民教授と同様に個人的な関心として着手されている研究も僅かしかなかった。しかし、近年の国際化への関心や途上国に対する法分野においての国際協力事業の需要増加および投資環境に関わる特定の法制度に関する知識の必要性などを原因としてアジアの発展途上国に関する研究が徐々に始動され、法学研究者の従来の関わり方に対して少しでも再検討し、この三カ国における今後の社会や専門業界においての意識変化が生じることを期待する。

第2回名古屋大学法学部ホームカミングデイ開催



名古屋大学大学院法学研究科
マネジメント専門職 加藤 武夫

名古屋大学は、昨年に引き続いだ9月30日(土)「第2回名古屋大学ホームカミングデイ」をおこないました。

各学部が工夫を凝らして卒業・修了生はじめ元教職員等の皆さんを招く準備に余念がありませんでしたが、法学部・法学研究科と法政国際教育協力研究センターは協力して事業を展開しました。

まず、午前は第3講義室を使用して、10時30分から柴田昌治日本碍子代表取締役会長・法学部同窓会会长の講演「日本とアジア」を演題にして日本を取り巻く昨今の事情をお話いただきました。満席の会場は法学部関係以外からの参加もあり、柴田

名古屋大学法学部ホームカミングデイ



▲講演をする柴田昌治会長

氏の話に耳を傾けました。続いてCALE5周年を記念して自主制作したビデオを放映するとともに、鮎京センター長からCALE5周年の活動報告を行い、世界に展開するCALEをアピールしました。なお、この講演会には大阪から稻葉法務省法務総合研究所国際協力部長がおいでいただき来賓のご挨拶を頂戴しました。

昼休みは、留学生センター1階ラウンジを借りて、1,000円会費の昼食会を実施しました。ラウンジに入りきれないほど盛会でしたが、この会では、留学生によるお国自慢の料理も提供され大いに盛り上りました。午後からは施設見学ツアーとして講義室、模擬教室の見学、午後3時からCALEホールのテレビ会議システムを利用して日本法教育研究センター(在モンゴル国)の授業参観をおこないました。

他にも同窓生・保護者相談会が法学部会議室でおこなわれ、同時に研究科長室・図書館が開放されました。この日、法学部ホームカミングデイへの参加者は133名で、昨年の115名を上回りました。

CALE創立5周年記念ビデオ完成しました!

CALEでは、創立5周年を記念してこれまでの活動の足跡を記録した記念ビデオを作製しました。CALEは、2002年4月文部科学省の省令施設としてスタートをしましたが、その前身であるアジア法政情報交流センター時代からの資料を使って私たちの活動をわかりやすく紹介しています。制作はジャスティン・ホイットニを中心として法学研究科・センター職員が協力して、ホームカミングデイ当日の朝完成しました。機会がありましたら一度ご覧ください。

CALEとモンゴル国立法律センターが学術交流協定を締結



名古屋大学大学院法学研究科
研究員 中村 真咲

名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)とモンゴル国立法律センターは、9月5日にモンゴル国立法律センター会議室において学術交流協定を締結しました。

モンゴル国立法律センターは、2002年にそれまでの法律情報出版センター、法律研修センターなどを統合して法務内務省の傘下に設立された研究教育機関であり、法実務家の研修、教材・判例集・コメントの出版、法情報ネットワークの構築、法律に関する社会調査の実施、市民・専門家向けの法律図書館の運営、国際シンポジウムの開催などを行っており、法務内務省のシンクタンク的機能を担っています(詳しくは、CALEニュース第16号に所収されたJ.アマルサナー・同センター長の文章をご参照下さい)。

CALEとモンゴル国立法律センターは、国際シンポジウム「モンゴル国における土地法制の諸問題」(2004年9月10・11日、モンゴル国)を共催し、また科学研究費補助金(基盤A)「モンゴル国における土地法制に関する法社会学的研究」の現地調査を共同で実施するなど、これまで密接な協力関係を構築してきました。今回の学術交流協定の調印により、CALEとモンゴル国立法律センターは、出版物の交換、法情報ネットワークの構築、研究者の交流などの研究協力を継続的に実施することになりますが、現在、

同センターと学術交流協定を締結している日本の大学・研究機関は皆無であり、この学術交流協定の締結が、日本とモンゴル国の法律分野での協力関係の発展に寄与することが期待されています。

なお、今回の学術交流協定調印式は、CALEとモンゴル国立法律センターの共催によって開催されたモンゴル憲法セミナー「憲法の発展における憲法裁判の役割」(2006年9月5日、日本学術振興会「アジア・アフリカ学術基盤形成事業」)に合わせて開催されたものでした。本セミナーには、P.オチルバト憲法裁判所判事・元大統領をはじめ、モンゴル国的主要な法律家が参加されました。モンゴルの立憲主義と憲法裁判所をめぐって日本とモンゴルの法律家が共同でシンポジウムを開催したのはこれが初めてであり、今後の共同研究の進展が期待されます。



▲学術交流協定に調印する鮎京正訓・CALEセンター長(左)とJ.アマルサナー・モンゴル国立法律センター長(右)

法整備支援学と行政法学

蔡 秀卿 台湾・東吳大学法学院 助教授



台湾法は、過去約100年の歴史経験から、大まかに言えば、西欧法と日本法を継承し、そして、90年代以降は、中国へ伝播する、ということができる。つまり、台湾は、法の継承と伝播の経験を経て発展してきた国であり、台湾法は、いわゆる「輸入法学」と「輸出法学」としての性格を兼ねるものといえる。これは、明治以降の西欧法の継承時代における「輸入法学」と、韓国・台湾植民地支配時期および90年代以降の法整備支援事業の推進以降における「輸出法学」としての性格を有する日本法と、共通するといえる。また、筆者が所属している東吳大学は、90年代から中国との交流が始まり、実質的に中国の法整備を支援しており、台湾法の中国への輸出に先駆的役割を果たしてきた。そこで、本稿は、台湾の一行政法学者として、日本の法整備支援学の構築に向けて、総論的な論点および行政法学分野における固有の論点を提示することにする。

1. 法整備支援学における総論的な論点

法整備支援学の理論体系を構築するには、まず、法整備支援の概念を画定または設定する必要がある。これまで様々な見解が示されているが、筆者の理解では、「法整備支援」という言葉はともかく、その内容は、支援国と被支援国との双方が任意に基づき法思想・法文化・法意識・法観念・法制度の継承と伝播を融合する政策論・技術論であると思われる。法整備支援学の性格・位置づけについて、その法思想・法文化・法意識・法観念・法制度の継承と伝播を融合する政策論・技術論としての性格を有するほか、これまでの議論・取り組みを見た限り、さしあたり、被援助国の法研究(外国法研究または比較法研究)および国際援助学または国際協力学が主な内容であるため、方法論かつ実践論としての色彩も濃い。

次は、法整備支援の理念について明確する必要もある。巨視的に言えば、法整備支援は、法の理念の普遍化、つまり正義そのものの普遍化に帰結するといえるかもしれない。ただ、正義自体は多義かつ流動的な概念であり、法文化や法観念等により正義観も異なり、時代や背景等により正義そのものも変貌しうるため、法整備支援をするには、双方の正義観の異同を確認し被援助国の正義観を尊重する必要もある。

さらに、法整備支援学を構築するには、最高の指導原理を作り出す必要がある。つまり、あらゆる法分野で通用するような普遍的な原理原則である。抽象的ではあるが、平和主義がその一例であろう。

2. 法整備支援学と行政法学

法整備支援学は、あらゆる法分野(ないし隣接領域)の総合体であるため、行政法学がその中でどのような役割を果たすことができるか、という問題が当然ある。台湾や東吳大学のこれまでの経験からすれば、中国への法整備支援は会社法典や民法法典を含む民商法から始まった。それは、国家、主権論、公権力の行使など公法上の概念と比較的直結しない民商法分野は、被援助国にとって援助国と異質な法観念・法文化を持っても、あるいは発展の背景が異なっても違和感が比較的薄れ、受け容れやすいこと、憲法や行政法は、国家、主権論、公権力に関わるもので、外交、国政政治にも絡みやすく、被援助国にとって排他的な観念が働くことなく受け入れやすい面が多いことがある、等が考えられよう。しかし、行政法学は、法整備支援学の中で重要な位置づけを占めているものと考える。以下、法整備支援学の中で行政法学における固有の主要な論点を提示する。

まず、法整備支援学における行政法学支援というのは、法治主義、人権保障、民主主義、自由主義といった基礎原理の伝播が中核だと考える。実定法草案の支援も重要であろうが、それより、被援助国にとって実定法が生ける法として役割を果たすことができるようになるための、被援助国の国民の意識・観念の変化を駆使する基礎理念の教育・伝播が基本であると考えるからである。

また、法文化・法意識の違いや行政と国民との関係のあり様により、行政の態様、手法も多種多様であり、それに応じる統制の法理も異なりうる。そのために、比較行政法の研究も不可欠である。とくに、被援助国の行政や司法の実務の現状の確認作業が第一歩であろう。

さらに、行政領域論も必要である。つまり、被援助国の各行政領域の性質、特徴、所用の手法、国民の権利利益との関係等を念頭に置きながら、被援助国発展の段階・背景にあわせる行政法理論を構築するのが大事だと考える。

蔡 秀卿 (Tsay, Shio-w-Ching)

台湾出身。台湾・東吳大学法学院助理教授。専攻は行政法、地方自治法。1983年台北大学(前中興大学)法律学科卒業、名古屋大学法学研究科博士課程前期、後期課程、同法部助手を経て博士号取得(1997年)。これまで、行政院新聞局法規委員会委員、内政部訴願審議委員会委員、交通部郵政总局訴願審議委員会委員、台北市政府調達紛争審議会諮詢委員を歴任。環境保護署訴願審議委員会委員。国防部法規委員会委員。衛生署法規委員会委員。教育部訴願審議委員会委員。著作に『現代国家与行政法』(学林文化事業、2003)、『地方自治法理論』(学林文化事業、2003)がある。



名古屋大学は私の学問の故郷

崔 桓容 韓国法制研究院 副研究委員

1.初めて名古屋と出会った時

私は、名古屋と名古屋大学について「学問の故郷」だと、韓国の友人に言います。1999年10月2日に(以前の)小牧空港で初めて名古屋と出会った時の、外国に来たというより故郷に帰ってきた、という気楽さが未だに思い出されます。なぜか、親しくて気楽な雰囲気。それが、初めて名古屋に出会った時の印象でした。

お迎えに来てくれた韓国の留学生に案内されて名古屋大学に向かい、今の学問の故郷である名古屋大学に初めて出会いました。縁が多くて、きれいな街。その中で世界の青年達が懸命に研究している名古屋大学がありました。急に恐怖感に襲われ、自分に、「頑張らなきゃ」と声をかけました。

2.名古屋大学での5年間

〔研究生〕名古屋大学で初めての身分でした。その時、私が話せる日本語の単語の数は、わずか300以下でした。子供みたいに話す自分が悔しくて悔しくて、日本語の勉強に熱心に取り組みました。日本語で会話する時に一番難しいことは、地名でした。栄がどういうところか、イメージが浮かばない。ということで、名古屋市内を歩き回りました。看板を見ながら、交通表示を見ながら、街の人々の顔を見ながら、歩き回った名古屋が、今では第二の故郷のように感じられるのは、自然なことだと思われます。

〔平針〕私の家族三人が名古屋で五年間、暮らしたところです。大学から平針に通る道は、春になると、桜の花が雪のように降ります。今でも、疲れた心身が癒されるその道のことを、妻が話します。息子が通った保育所のこととも、親切な近所のお婆さん達のことも、故郷である名古屋での思い出です。

〔名古屋大学〕韓国の大学と違って、先生に頼らず、自分で研究しないと生きていけない怖い(?)ところでした。先生の指示に従って研究する韓国の大学の雰囲気に慣れてきた私には、慣れにくい学問の殿堂。それが、名古屋大学大学院法学研究科の怖さでした。しかし、いろいろ指導して下さった先生方や、同僚の院生達のおかげで、今の自分があります。それが、名古屋大学を学問の故郷として誇りを持って言える理由です。

3.現在の私

2005年の夏、私は韓国に戻り、韓国法制研究院という國の研究機関に就職しました。就職してから考えたことは、名古屋大学法学研究科またはCALEとの交流でした。というのは、名古屋大学のことを見せたい、名古屋大学で研究してきた私のことを見せたい、と素直に思ったからです。それで、私

の学問の根は、名古屋大学大学院法学研究科の学風であるということを認めてもらいたかったのです。

私の勤めている韓国法制研究院は、國の法政策を支える理論研究、または法律の制定作業にかかる仕事をしています。CALEとの交流を含めて、アジア諸国の研究機関との交流もしています。早い時期から法律の英訳作業に取り組んで、今はインターネットで英文の法律を一般市民に提供しています。このような立派な研究機関で勤めることができて、私の学問の世界は、更なる発展の転機を迎えることになりました。

30人の法律専門家の中で、私はいろいろな研究テーマに取り組んでいます。特に、海洋の汚染防止に関する法律や港湾の再開発に関する法律等について、取り組んでいます。韓国法制研究院は、韓國の法制度の整備に大きく寄与してきました。その中に、名古屋大学出身の私がいます。

今年の6月にCALEとの学術交流協定が締結されて、私は名古屋大学出身者として、同時に韓国法制研究院の一員として、大変嬉しく思いました。私の学問の故郷である名古屋大学のCALEと、私の人生の第二の舞台である韓国法制研究院が同じ道を歩き始めたことは、本当に嬉しいことです。同時に私は、これからもっと頑張らないといけないという責任感を感じました。

今日も、私は、名古屋の者として誇りを持ち、学問の世界を歩きます。

名古屋大学の皆さん、またお会いできることを楽しみにしております。どうも、ありがとうございました。



▲2001年夏、名古屋大学法学部前庭にて家族で

崔 桓容(Choi, hwan yong)

1968年ソウル生まれ。2005年ソウル市立大学法学研究科卒業。現在、韓国法制研究院副研究委員。韓国海洋警察庁諮詢委員。専門は、行政法、環境法。1999年から名古屋大学に留学。論文は、「地方財政の統制手段としての住民訴訟制度に関する研究」、「日本地方分権改革の成果と課題」、「日本の景観保護法制」など。

New モンゴル便り



モンゴル弁護士会 プロジェクト始動

弁護士 田邊 正紀
元JICAモンゴル法整備支援専門家

モンゴル弁護士会支援プロジェクトがJICAから承認され、2006年9月から2年間の予定で正式に開始されることになりました。今回はこのプロジェクトの内容と始動に向けた準備状況を中心に記載したいと思います。

1.弁護士会運営支援

支援前の弁護士会は、携帯電話一本で活動し連絡先の分からない会員の存在、情報共有システムの不存在、委員会の不存在と会長への権限と責任の集中、無資格法曹の法廷活動の放任など、弁護士会が弁護士を代表する団体であるとは到底呼べないような状態でした。このような状態を改善するために、まず弁護法改正に取り組みました。ポイントは許可権と懲戒権の法務内務省から弁護士会への移管と、無資格法曹の法廷活動の禁止でした。改正のための委員会には複数の法務内務省担当者も含まれていたため、喧々諤々の議論が行われましたが、最終的には予定通りの改正の方向性を見出しました。次に行ったのが、弁護士リストの作成と配布です。これには複数の効果が期待されており、作成過程において全弁護士の連絡先を再確認すること、リストを公的機関に配布することで市民に対し公開し弁護士へのアクセスをしやすくすること、リストを弁護士に配布することで会員間の関係構築を促すこと、リストに連絡先が記載されることで弁護士に対し責任感と会への帰属意識を再認識させることなどです。リスト配布に当たっての記者会見での評価も上々でしたし、予想以上の反響がありました。さらに会内情報誌を創刊しました。当初弁護士会からは、市民向けの情報誌を発行したいとか、会員向けに有料の研修内容的な雑誌を発行したいという話がありましたが、今市民向けの情報誌を発行しても一部の会員の単なる宣伝になりかねないこと、会員向に有料の情報誌を発行することは更なる情報の偏在を促進することになりますから、私は会員向け無料情報誌にこだわりました。これについては会員間の情報共有手段を提供することで、帰属意識・参加意識の高揚を図り、まとまりのある弁護士会を構築するための手段となることを期待しています。今後プロジェクトの中で、これら活動を継続・発展させるとともに、各種委員会の立ち上げや市民サービスの提供などを行っていくこととなります。2006年冬には愛知県弁護士会を受け入れ先として、弁護士会活動視察を行うことが既に決定されています。

2.法律相談調停センター運営支援

プロジェクトの活動の一環として、ウランバートル市内に2箇所のセンターを設置する予定ですが、2006年5月5日に1箇所目が完成し、開所記念式典が行われました。式典には、JICA所長、

在モンゴル日本大使館次席のほか、モンゴル法研究会から一橋大学大学院法学研究科松本恒雄教授、静岡大学法科大学院恒川隆生教授及び同研究会の世話役の中村真咲氏にも出席していただきました。愛知県弁護士会の視察団4名も合流し盛大な式典となりました。開所後に、調停人用のハンドブックのドラフトを完成させました。調停制度はモンゴル初の取り組みであり調停人に対する信頼が構築されていないことから同席調停を原則としているところが日本との大きな違いです。また、私もモンゴル人調停人と一緒に調停人として参加して実際の事件を1件扱い無事解決に導くことができました。これら解決事例と経験を蓄積していくことも今後の大切な作業となります。また、徐々に広報も開始し、私自身ニュース番組の対談コーナーに(弁護士会長命令で)出演し、センターの広報を行いました。今後プロジェクトでの当面の重要課題は、広報と調停人のトレーニングです。長期的視点からは、資金的な独立性の確保と法律扶助制度の構築も必要となります。

3.弁護士研修の充実

モンゴル弁護士会の会員のうち3分の1は社会主義時代に教育を受けた人たちです。彼らは、訴訟における当事者主義、取引における動的安全の保護、刑事手続きにおける無罪の推定など現代司法が当然の前提としている知識が乏しく、実務経験も刑事弁護を中心としたものしかありません。また、会員の半分以上は最近5年間に弁護士となった者で経験不足は否めません。そこで、日本の法曹界が一丸となって、要件事実論、判例活用法、交渉技術・尋問技術、弁護士倫理、ロイヤーリングなど弁護士としての基礎的な技術に関する研修を行う予定です。判例活用法については2004年度に国立大学において実施した講義を基にしたテキストが既に完成しており、弁護士倫理については2006年8月末に名古屋大学法学研究科森際康友教授と愛知県弁護士会蜂須賀太郎弁護士がウランバートルにおいて講義を行い、同教授編集による「法曹の倫理」が既にテキストとして翻訳されています。

モンゴルは、今年建国800周年記念にあたり、夏には多数のイベントが予定されています。しかしながら、私は、そられイベントを見ることはかなわず、2006年6月5日に2年3ヶ月の任期を終了し帰国いたしました。任期中は公私両面にわたりCALE及びモンゴル法研究会の皆様にはお世話になりました。この場を借りてお礼を申し上げます。なお、2006年9月から東京第一弁護士会の飯塚美葉弁護士が後任として派遣されています。飯塚弁護士は、JICA主催の専門家養成研修も受講しており、多数の発展途上国での法制度の調査・視察経験がある優秀な後輩です。最後に私事ですが、2006年6月からウィスコンシン州立大学ロースクールにおいて「法と開発」を中心に勉強をしております。同ロースクールはご存知のとおり名古屋大学法学部と学術交流協定を締結しており、東アジア法研究センターを中心に同分野では著名な大学です。今後も法整備支援にはかかわっていく予定ですので、後輩ともどもよろしくお願いいたします。

田邊 正紀(たなべ まさのり)

1969年名古屋生まれ。愛知県弁護士会登録弁護士。名古屋大学法学部を卒業後、1995年に司法試験に合格、1997年弁護士登録、外国人を依頼者とする事件を多数取り扱う。2004年3月から2006年6月までJICA法整備支援専門家としてモンゴル赴任。現在ウィスコンシン州立大学ロースクール留学中。

「企業活動発展のための民事法令および行政法令改善」プロジェクトの1年目を振り返って

桑原 尚子

JICAウズベキスタン法整備支援専門家

1. 「光陰矢の如し」

ウズベキスタン司法省をカウンターパートとするJICA(国際協力事業団)による「企業活動発展のための民事法令および行政法令改善」プロジェクトが開始して1年が経過しました。まさに、「光陰矢のごとし」という言葉通り、プロジェクトを立ち上げ、プロジェクトが走りはじめたら止まらないようにペダルをこぎ続け、ときには障害物に躊躇したり、障害物を避けたり、ある時は追い風に乗って今日まで辿りつき、気が付けば1年が経っていたというのが正直な気持ちです。

2. プロジェクト1年目の活動

本プロジェクトは、「法令データベースが公開され、中小企業活動を保証する法令が整備され、かつ運用が改善される」という野心的な目標を掲げています。とりわけ、法令データベースの公開、行政手続法および抵当法の制定・執行・運用に重点を置き、国内委員会とウズベキスタン駐在長期専門家が連携してプロジェクトの活動を行っています。今回は、この1年間のプロジェクトの活動を振り返ってみたいと思います。

まず、法令データベースへの支援は、ウズベキスタン司法省が以前より構築中の法令データベースを一般公開することを目的として行われています。ウズベキスタンには日本のような六法全書ではなく、法令データベースが一般公開されることで、市民が法令へアクセスし易くなることを期待しています。これまで、プロジェクトでは法令データベース用の機材供与を行うとともに、法令データベースの一般公開に備えて司法省の担当職員への研修を、日本の(株)クレステックを受入れ先として行っています。

次に、抵当法に関しては、国内委員会が作成した抵当法案にたいする意見書、土地私有化に関する大統領令案にたいする意見書を司法省へ提出してきました。抵当法は今月(2006年10月)に公布、施行され、今後は、関連法の整備、抵当法の運用への支援を行うことになっています。来年3月には、国内委員の先生方数名に短期専門家として、ウズベキスタンにおける抵当法運用状況に関する調査をしていただくこととなっており、そこで抵当法施行後半年の状況が明らかとなるはずです。また、居住を目的とする土地の私有化が予定されていますので、これにともなう抵当法その他関連法令との調整が必要になることが予想されます。いずれにしても、「抵当権」自体が新しい概念ですので、まずは抵当法が理解され、そして運用されることが第1歩であると考えています。

行政手続法は下院の第1読会を通過したところです。プロジェクトでは、国内委員会が作成した行政手続法草案にたいする意見書を数回に渡り提出し、ウズベキスタンの関係者と討議を重

ねてきました。粘り強いアプローチが功を奏してか、ようやくウズベキスタン関係者の間でプロジェクトの活動が認知されてきた感があります。また、9月には司法省の作業部会メンバーと日本側短期専門家が集中討議を行い、行政手続法に関する提言書を共同でまとめました。今後は行政手続法案と現行法令や起草中の他の法案との整合性を図り、行政手続法の運用を確保するような環境を整えることとなっています。

3.1年目の経験から…

法整備支援は、最終的には、法整備支援対象国の制度変化または社会変動を促すことを意図するものです。それは長い時間を要するものであり、目に見える成果を短期間で測るのは難しい面があります。持続可能性という面から見ると、法整備支援対象国のオーナーシップが決定的に重要であり、オーナーシップがなければ、良かれと思ってしたことが空回りに終わってしまうことがあります。他方で、オーナーシップを尊重してプロジェクトを進行するのは、時間要するものです。

しかしながら、法整備支援がプロジェクトである以上、一定の期間内に目標達成という成果を出すことが求められます。難しい課題は、法整備支援をどう評価するか、ということです。法整備支援は、最終的には、法整備支援対象国の制度変化または社会変動を促すという点に着目すると、制度変化または社会変動という過程の中で法整備支援を評価するという評価方法があるように思われます。



▲国際シンポジウムに参加する著者

桑原 尚子(くわはら なおこ)

JICA専門家(ウズベキスタン法整備支援)、金城学院大学非常勤講師。前日本学術振興会特別研究員(PD)。名古屋大学大学院国際開発研究科(Ph.D)。開発と法、マレーシア法、イスラーム法の研究に取り組む。



センター長便り〈第一回〉

CALEの先駆者としての 室井 力先生

鮎京 正訓 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長

室井力（むろい・つとむ）名古屋大学名誉教授の容体が急変したという報せを受けたのは、2006年6月7日午後8時頃のことでした。その時、私と三重大学の樹神成（こだま・しげる）さん、そして室井先生の直弟子の市橋克哉さんの三人は、丁度来日中の、ウズベキスタンのルスタムバーエフ・タシケント法科大学学長らとの歓送会の最中にありました。

残念ながら、室井先生は午後8時15分に亡くなられたのですが、その後、8月6日には、「室井先生を偲ぶ会」が、紙野健二さんらのよびかけで、生前先生と親しい方々により、しめやかにとり行われました。そこでは、塩野宏先生、高田敏先生、長谷川正安先生らの心のこもったお別れの言葉がありました。

室井先生は、ここにあらためて御紹介するまでもなく、長年に亘り本学において行政法学を担当され、また名著『特別権力関係論』にみられるように、日本の行政法学を、民主主義法学の観点から飛躍的に発展させた学者でした。

ドイツを専門とされた室井先生は、しかし、同時にいわゆるヨーロッパ先進国以外の地域、とくに社会主义諸国、アジア諸国の法と社会の問題を研究することの重要性を認識され、ロシア法を専門とする杉浦一孝・前CALEセンター長、市橋さん、樹神さん、ベトナム法の私などの研究の前進を励ましてくださいり、また、中国、台湾、韓国などアジア諸国からの多くの留学生を親身になって指導され、さらに、これらの国々の学者とも極めて強い個人的なネットワークを作られてこられました。

室井先生が、「アジア」に学問的に本格的に関わりはじめられたのは1993年のことでした。このとき、先生は、私どもに「中国、台湾に行くで」と言われ、中国では当時、中国政法大学に所属されていた応松年先生をはじめとする中国の先生方とワークショップを行われました。その後、北京から香港を経由して台北に参



▲(後列左より)市橋さん、丹羽徹さん、杉浦さん、榎原秀訓さん、吳微さん、初開榮さん
(前列左より)紙野さん、室井先生、鮎京

りました。台湾では、先生のハイデルベルク大学留学時代からの親友である翁岳生大法官（現・司法院長）が迎えてくださり、室井先生とともに翁先生の御自宅にお伺いしたことが、昨日のことのように懐かしく思い出されます。

室井先生は、それを前後する時期、韓国ソウル大学の徐元宇先生の招きで講演に行かれたり、芦部信喜先生とともに台湾に行かれたり、また、来日したベトナムのダオ・チ・ウック教授（国家と法研究所長）とも交流されるなど、精力的にアジア諸国の学者との学術交流に取り組まれました。

先生の一連のアジア諸国との交流の努力が実り、1995年、「東アジア行政法学会」が創立され、先生は創立にあたり中心的な役割を果たされました。

私は、創立大会の基調報告をつとめさせていただき「アジアの立憲主義」というテーマで報告させていただきました。東アジア行政法学会は、室井先生、塩野先生、南博方先生、近藤昭三先生ら日本側の周到な結束した力にもとづき、また、応松年先生、翁岳生先生、徐元宇先生という室井先生の個人的なアジア国際ネットワークにもとづいて組織されたものです。アジア諸国との法律分野の学会としては、この東アジア行政法学会は、たんなる二国間交流ではなく、日韓中台という地域的枠組みをもった学会であり、また時宜に応じて、ベトナム、ウズベキスタン、モンゴルなど東アジアの周辺地域の研究者も自由に参加してきたという意味で、広がりのある性格をもっている点に特色があります。

CALEは、今年、創立5周年を迎えたが、中国、台湾、韓国だけではなく、ベトナム、ラオス、カンボジアなどのインドシナ諸国、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタンなどの中央アジア諸国、モンゴル、インドネシア、イランなどアジア全般に亘る国々と交流をし、また、アジアに関心をもつ欧米の多くの大学との交流を行っています。このように多面的な学術交流を行うというアイデアは、この東アジア行政法学会の経験から得られたものです。

今秋、東アジア行政法学会第7回大会が中国・杭州において、応松年先生（現・中国法学会行政法学研究会会长）を中心にして開催され、東アジア諸国の学術交流が着実に継続され発展してきています。

室井先生が形づくられたアジア諸国とのネットワークをもっともっと発展させようという情熱が、CALEの原動力でもあります。

掲載した1993年の北京での写真は、私たちCALEのメンバーにとって、大切な思い出の一枚となっていました。

行事予定(2006年12月～2007年3月)

国内開催

2006/12/9(土)・10(日)

国際シンポジウム「国家・社会の変容と法改革」

時 間: 10:00～17:15 / 9:30～18:40

場 所: 名古屋大学文系総合館 7階カンファレンスホール

助成: 文部科学省 世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業
日本学術振興会 ハンガリー二国間交流事業 日本学術振興会
アジア・アフリカ学術基盤形成事業

2007/1/13(土)・14(日)

名古屋大学「法整備支援戦略の研究」全体会議

時 間: 13:00～17:35 / 9:00～12:45

場 所: プリンセスガーデンホテル(名古屋市中区栄3-13-31)

助成: 文部科学省 世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業
名古屋大学総長裁量経費

2007/2/24(土) シンポジウム「発信型研究者養成を目指す法学・政治学教育」

時 間: 10:00～17:00

場 所: 名古屋大学大学院国際開発研究科8階 多目的オーディトリアム

助成: 文部科学省 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事業

海外開催

2007/3/9(金) 時 間: 10:00～12:00 場 所: ハノイ法科大学 **日本法センター(ベトナム)準備室開所式**

ベトナム現地セミナー「WTOの紛争解決手続とベトナムの国内法整備」

時 間: 13:00～17:00 場 所: ベトナム・ハノイ市内

助成: 日本学術振興会 アジア・アフリカ学術基盤形成事業

その他主な派遣・受入(2006年9月～11月)

行事

派遣・受入者

モンゴル憲法セミナー

9/5(火)

「憲法の発展における憲法裁判の役割」

大学院法学研究科
杉浦 一孝・市橋 克哉 ほか

於: モンゴル国立法律センター

国際シンポジウム「立憲主義と法の支配の確立」

9/16(土)

於: タシケント国立法科大学

大学院法学研究科
浦部 法穂・鮎京 市橋 克哉 ほか

日本法センター(ウズベキスタン)現地スクーリング

9/18(月)～23(土)

於: タシケント国立法科大学

三重大学・人文学部
法政大学・法学部
大学院法学研究科
樹神 成
建石 真公子
浦部 法穂 ほか

日本法センターのテレビ会議システムを視察

9/22(金)

於: 名古屋大学CALE

文部科学副大臣 駐 浩

国際環境法シンポジウム「2006国際環境法フォーラム」

9/23(土)・24(日)

於: 中国政法大学(中国・北京)

名古屋経済大学・法学部
三重大学・人文学部
大学院法学研究科
富岡 仁
西村 智朗
加藤 久和

シンポジウム「中国における『生ける法』と『司法』を通しての法形成の可能性」

9/23(土)

於: 名古屋大学法学部

北京大学・法学院
朱 蘇力・張 騎

研究報告会「台湾における国家通信放送委員会組織の違憲性について一大法官第613号解釈を素材にして―」

10/5(木)

於: 名古屋大学法学部

東吳大学(CALE外国人研究員)
蔡 秀卿

ワークショップ「ベトナムにおける憲法と法改革」

10/25(水)

於: 名古屋大学

ベトナム国家と法研究所
Dao Tri Uc

ワークショップ「ベトナムにおける日本の法整備支援戦略への提言」

10/26(木)

於: 名古屋大学

ベトナム国家と法研究所
Dao Tri Uc

国際シンポジウム「法整備支援をめぐる日本・ドイツの対話」

10/28(土)

於: 名古屋大学

ブレーメン大学法学部
前駐日ドイツ共和国大使
ドイツ連邦共和国大使館
Rolf Knieper
Henrik Schmiegelow
Peer Gebauer ほか

東アジア行政法学会第7回大会

11/11(土)・12(日)

於: 黄龍飯店(中国・杭州)

大学院法学研究科
鮎京 正訓・紙野 健二
市橋 克哉・稻葉 一将
CALE
宇田川 幸則 ほか

その他海外派遣

派遣者

日本法センター(ウズベキスタン)の運営に関する打ち合わせ・日本語教育の実態に関する調査

9/13(水)～19(火)

訪問先: タシケント国立法科大学・サマルカンド国立大学

大学院法学研究科 加藤 武夫
大学院法学研究科(院生) Burhanov Akmal(通訳)

韓国のASEAN諸国に対する法整備支援に関する調査

9/17(日)～19(火)

訪問先: 韓国法制研究院(ソウル)

CALE 宇田川 幸則・姜 東局・コン・テイリ
コン・テイリ
大学院法学研究科 加藤 武夫

日本法センター(ベトナム)開設に関する打ち合わせ

10/16(土)～19(火)

訪問先: ハノイ法科大学・在ベトナム日本大使館・JICAベトナム事務所

CALE
大学院法学研究科 加藤 武夫